

子どもたちの豊かな学びを保障するための取組を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 10 月 9 日

提出者

福 井 竜 夫	吉 野 和 彦	森 山 裕 介
河 内 大 輔	内 藤 芳 秀	田 中 明 美
角 智 子	五百川 純 寿	中 村 芳 信
白 石 恵 子	池 田 一	須 山 隆
岩 田 浩 岳	岸 道 三	

(別紙)

子どもたちの豊かな学びを保障するための取組を求める意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた4業種に労働基準法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）適用の教員については、学校種によっては年間の上限を超過する状況が続いている。

「骨太方針2024」では、中央教育審議会「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、待遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現が必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が不可欠である。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。

以上の趣旨により、学校の働き方改革を推進し、子どもたちの豊かな学びを保障するため、下記の事項を実施することを要望する。

記

- 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることも踏まえ、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減など、国として具体的な業務削減策を示すこと。
- 2 教職員定数改善を実施すること。
- 3 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

【令和6年10月9日原案可決】